

綾川町耐震改修促進計画
(第二次計画)

平成29年10月

綾 川 町

目次

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 策定の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 想定される地震の規模、想定される被害の状況・・・・・・・・ 2

第2章 住宅・建築物の耐震化の現状と目標

- 1 住宅の耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 建築物の耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 耐震化を図るべき建築物及び目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3章 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

- 1 役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 耐震診断・耐震改修の促進に係る基本的な取組み方針・・・・・・・・ 12
- 3 耐震診断および耐震改修の啓発ならびに知識の普及・・・・・・・・ 13
- 4 地震時の建築物の安全対策に関する事項・・・・・・・・・・・・ 13

第4章 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

- 1 助成制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 税制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第5章 公共施設の耐震化に関する事項

- 1 耐震化を図る建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 耐震化に努める建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、地震により6,400人余の尊い命が失われた。このうち地震による直接的な死者数は、5,502人であり、さらに、この約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊によるものであった。

その後、平成16年10月に新潟県中越地震、平成17年3月には福岡県西方沖地震、平成19年3月には能登半島地震、そして、平成20年6月には岩手・宮城内陸地震と大きな地震が起きている状況である。

このような背景から、中央防災会議や地震防災推進協議会において、死傷者および経済被害額を減少させる観点から、住宅および特定建築物の耐震化率を平成27年度までに90%に引き上げるという目標が掲げられ、これにあわせて建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）が改正された。

耐震改修促進法の改正に伴い、建築物の耐震化を図るため、国は基本方針を定め、都道府県は基本方針に基づき耐震改修促進計画を定めるものとされ、市町村は耐震改修促進計画の策定に努めることとされた。

本町は、平成23年度から「香川県建築物耐震化推進プラン（香川県耐震改修促進計画）」（以下「県第一次計画」という。）を踏まえて、また「綾川町地域防災計画」に沿って平成27年度までの綾川町耐震改修促進計画（以下「町第一次計画」という。）を策定し、住宅・建築物の耐震化に向けた施策に取り組んできた。

こうした中、国は平成28年3月25日付け国土交通省告示第529号により、平成32年までの住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を95%

と設定した基本方針を示した。

こうした国の方針を踏まえ、「香川県耐震改修促進計画（第二次計画）」（以下「県第二次計画」という。）が策定されたことを受け、本町は県第二次計画に基づき「綾川町耐震改修促進計画（第二次計画）」（以下「町第二次計画」という。）を策定する。

2 策定の目的

綾川町耐震改修促進計画は、耐震改修促進法第6条に基づき、本町における住宅・建築物の耐震化を促進し、近い将来発生が予想される南海トラフを震源とする大規模な地震による建物の倒壊等によって発生する人的被害および経済的被害を軽減することを目的とする。

3 策定の位置付け

町第二次計画は、国の基本方針（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針）および香川県が策定した県第二次計画を踏まえて、また、本町の「綾川町地域防災計画」に沿って作成する。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から、「県第二次計画」に定められている平成32年度までの5年間とする。ただし、平成32年度以降の計画を策定するまでの間は、この計画の期間を延長する。

5 想定される地震の規模、想定される被害の状況

（1）被害想定の対象地震

将来本町において被害が予想される地震として、

- ① 南海トラフを震源域とする地震（南海地震）
- ② 中央構造線（三野・池田断層）を震源域とする地震
- ③ 長尾断層を震源域とする地震

が想定されている。

想定されている地震の最も影響を与えると思われる震度階は次のとおりである。

表1 綾川町の被害想定に用いた震度階

① 南海トラフ (L2)	② 南海トラフ (L1)	③ 中央構造線	④ 長尾断層
6強	5強	6強	6弱

(出典：「香川県地震・津波被害想定調査報告書（平成26年6月版）」)

注：南海トラフ（L2）最大クラス

南海トラフ（L1）発生頻度の高いもの

(2) 計画で想定する地震

本計画では、香川県地震・津波被害想定調査報告書（以下「報告書」という。）の内容を踏まえ、想定する地震を①南海トラフ（L2）とする。

なお、報告書の平成25年3月及び8月に公表した香川県地震・津波被害想定における①の地震が発生した際の被害想定の詳細は、以下のとおり。

表2 南海トラフ（※1）を震源域とする地震による被害想定

（※2 最大クラス）

（平成25年3月31日、8月28日香川県公表による）

項 目		被 害 想 定 結 果
条件	震源域	南海トラフ
	マグニチュード	9.0
震度の予測	震度分布	6弱～7
建物被害 (全壊)	揺れ	120棟
	液状化	10棟
人的被害	死者（建物倒壊）	10人
	負傷者（建物倒壊）	210人
	避難者	180人
	自力脱出困難者	20人

（出典：「香川県地震・津波被害想定調査報告書（平成26年6月版）」

（注意事項）

※1：南海トラフ

プレートが沈みこみ、海底が溝状に深くなっている場所を「海溝」と呼びます。そのうち比較的なだらかな地形のものを「トラフ」と呼んでいます。

南海トラフは、四国の南側に位置するユーラシアプレートにフィリピン海プレートが沈み込む水深が約4,000mもある巨大な海溝の溝です。

※2：最大クラス

最大クラスとは、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす地震・津波です。

第2章 住宅・建築物の耐震化の現状と目標

1 住宅の耐震化の現状

平成25年の住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると、本町調査対象区域の住宅は、約8,180戸となっている。

建設年代別に見ると、昭和56年以降の新耐震基準に従って建設された住宅が約4,980戸（61%）あり、それ以外の約3,200戸（39%）が旧耐震基準に従って建築された住宅である。国の推計方法に準じて推計を行うと、この約3,200戸のうち、およそ920戸は耐震性を有していると考えられる。

このことから、町内の住宅のうち、約5,900戸が耐震性を有しており、平成25年度末の住宅の耐震化率は、約72%と推計した。

表3 住宅の耐震化の現状【戸数】

区 分	昭和56年以降①	昭和55年以前②	②の内耐震性有③	総数 ①+②=④	耐震性有 ①+③=⑤	現状の耐震化率(%) ⑤ / ④
木造戸建	4,240	3,040	777	7,280	5,017	68.9
その他	740	160	139	900	879	97.7
総 数	4,980	3,200	916	8,180	5,896	72.1

（出典：平成25年住宅・土地統計調査）

※上記戸数は端数処理された戸数

2 建築物の耐震化の現状

町第一次計画において耐震改修促進法第14条第1項第1号に掲げる建築物で地震などの大規模な災害が発生した場合に、救援、救護等の災害応急活動の拠点となる防災対策上重要な施設（防災拠点施設）を優先的に耐震化を図る必要があるとして、耐震化率90%を基本の目標とし、防災拠点施設は耐震化率100%を目標としていた。その達成状況は表4のとおりである。

表4 公共施設等の耐震化推進状況【棟数】

区分	項目	対象棟数	耐震改修が必要な棟数			耐震性があるもの	耐震化率(%)
			耐震改修済件数	耐震改修未実施			
社会福祉施設	全施設	12	5	5		12	100.0
文教施設（校舎・体育館）	全施設	33	25	24	1	32	97.0
	（うち防災拠点）	9	6	6	0	9	100.0
庁舎	全施設	2	1	1		2	100.0
	（うち防災拠点）	1	1	1		1	100.0
公民館	全施設	12	5	3	1	10	83.3
	（うち防災拠点）	12	5	3	1	10	83.3
体育館	全施設	2				2	100.0
	（うち防災拠点）	2				2	100.0
診療施設	全施設	7				7	100.0
	（うち防災拠点）	2				2	100.0
消防本部・消防署		1	1	1		1	100.0
公営住宅等		27				27	100.0
その他	全施設	16	8	3	4	11	68.8
	（うち防災拠点）	12	7	3	4	8	66.7
合計		112	45	37	6	104	92.9
（うち防災拠点）		51	25	19	5	45	88.2

（平成28年3月31日現在）

3 耐震化を図るべき建築物及び目標

(1) 住宅

住宅の現状の耐震化率は約72%であり、町第一次計画では住宅の耐震化の目標を90%としていたが、達成されていないため、県第二次計画の目標と同じく引き続き平成32年度末までに90%以上となることを目標とする。

(2) 多数の者が利用する建築物

県第二次計画では、大地震時、災害対策本部や避難者の収容施設となる災害拠点施設に加え、耐震改修促進法第14条第1項第1号に掲げる多数の者が利用する一定規模以上の建物も対象としている。町第二次計画では、多数の者が利用する公共施設等の耐震化率について現状92.9%（うち防災拠点 88.2%）を平成32年度末までに95%とすることを目標とする。また、大地震時に機能すべき災害対策の拠点になる施設は、引き続き耐震化率100%を目標とする。

第3章 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

1 役割分担

香川県、綾川町、(一社)香川県建築士会、(一社)香川県建築士事務所協会及び(一社)香川県建設業協会などの建築関係団体は、以下の役割に応じて相互に連携を図りながら、建築物の所有者とともに、住宅・建築物の耐震化を推進する。

(1) 県の役割

ア 県耐震改修促進計画の策定

- ① 県計画の策定
- ② 施策等の進捗状況の検証・分析結果の公表、必要に応じた見直しや更新
- ③ 市町の耐震改修促進計画の策定・適切な更新等の促進
- ④ 特定既存耐震不適格建築物の所有者等に行う指導・助言・公表等

イ 耐震診断、耐震改修の促進

- ① 県有施設の耐震診断、耐震改修の実施
- ② 県有施設以外の公共施設の耐震診断、耐震改修の促進
- ③ 民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ④ 民間住宅の耐震診断・改修等への間接補助
- ⑤ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・改修等への間接補助
- ⑥ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修等への間接補助
- ⑦ 通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断への間接補助
- ⑧ 法に基づき指定する大規模な地震が発生した場合において、要安全確認計画記載建築物に対する耐震診断及びその結果の報告の義務付け、結果の公表
- ⑨ コンクリートブロック塀の転倒防止対策の指導

- ⑩ 窓ガラス、外装材、内装材、広告搭等（以下「窓ガラス等」という。）
落下のおそれのあるものの落下防止対策の指導
- ⑪ 大規模空間に架かる天井（人が日常立ち入る場所に設置されている吊り天井で、高さが6 mを超える天井の部分で、水平投影面積が 200 m²を超えるもの、かつ、構成部材等の単位面積質量が 2kg/m²を超えるもの。以下「特定天井」という。）の脱落防止対策
- ⑫ 建築設備の耐震対策の指導
- ⑬ 家具の転倒防止対策の啓発
- ⑭ 耐震改修促進法に基づく建築物の耐震改修の計画の認定
- ⑮ 耐震改修促進法に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定
- ⑯ 耐震改修促進法に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定
- ⑰ 耐震改修促進法に基づく特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する指導等
- ⑱ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条に基づく勧告等

ウ 普及、啓発等

- ① 相談窓口の設置および運営
- ② 市町に対する相談窓口の設置、運営に関する指導
- ③ 耐震化に関するパンフレット等の作成および配布
- ④ 耐震化に関する情報の提供
- ⑤ 向けの耐震対策講習会の開催
- ⑥ 建築士による無料相談会の定期的な開催

エ 市町及び建築関係団体との連携による普及啓発

- ① 耐震診断・耐震改修に関する講習会や耐震改修の工法の普及

- ② 耐震診断・耐震改修の情報提供及び知識の普及・啓発
- ③ 市町への技術的支援のための、耐震化相談窓口の設置
- ④ 市町及び建築関係団体が行う施策への協力
- ⑤ 耐震対策講習会受講者名簿の作成および縦覧

(2) 町の役割

ア 耐震改修促進計画の策定

- ① 地域の実情に応じた住宅・建築物の耐震化の促進をするための計画の策定
- ② 町計画に基づく施策等の進捗状況の検証や必要に応じた見直し、更新
- ③ 支援制度の創設の検討

イ 耐震診断、耐震改修の促進

- ① 町有建築物の耐震診断、耐震改修の実施
- ② 民間住宅の耐震診断・改修等への補助
- ③ 民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ④ 県が実施するコンクリートブロック塀の転倒防止対策、窓ガラス等の落下防止対策及び建築設備の耐震対策の指導への協力
- ⑤ 家具の転倒防止対策の促進

ウ 普及、啓発等

- ① 耐震化に関する相談窓口の設置および運営
- ② 耐震化に関する情報の提供
- ③ 自治会組織を活用しての耐震化の啓発

エ 県及び建築関係団体との連携による普及啓発

- ① 県が実施する耐震診断、耐震改修に関する講習会等への協力

- ② 大規模地震に備えるべきことに関する県、消防部局等との連携による幅広い媒体を活用した積極的な広報活動の実施
- ③ 火災予防や家具の転倒防止等の総合的な普及啓発
- ④ 地震防災マップの作成や地域防災の情報提供の充実
- ⑤ 自治会との連携および相互協力

(3) 建築関係団体の役割

ア 耐震診断、耐震改修の促進

- ① 民間住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ② 県および所管行政庁が実施するコンクリートブロック塀の転倒防止対策、窓ガラス等の落下防止対策および建築設備の耐震対策の指導への協力
- ③ 家具の転倒防止対策の指導への協力

イ 普及、啓発等

- ① 相談窓口の設置および運営
- ② 耐震化に関するパンフレット等の配布
- ③ 耐震化に関する情報の提供

ウ 技術者の養成

- ① 耐震診断、耐震改修に関する講習会の実施
- ② 耐震改修の工法開発

(4) 建築物の所有者の役割

ア 耐震診断、耐震改修等の実施

- ① 住宅・建築物の耐震診断
- ② 耐震診断の結果に応じた、耐震改修
- ③ コンクリートブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策
- ④ 建築設備の耐震対策
- ⑤ 地震保険の加入や家具の転倒防止対策

2 耐震診断・耐震改修の促進に係る基本的な取組み方針

(1) 自ら所有または管理する住宅等に対する支援の方針

町は、自ら所有または管理する住宅等の耐震化のための事業に対し、次のような支援を行う。

- ① 住宅の耐震化に対する補助
- ② 耐震化事業に対する補助制度や融資制度の紹介
- ③ 耐震化に関する情報の提供

(2) 重点的に耐震化すべき地域、地区

- ① 緊急輸送道路および避難路の沿道地域

(3) 重点的に耐震化すべき建築物

- ① 住宅
- ③ 災害時に応急対策指揮・実行・情報伝達施設となる庁舎等
- ④ 災害時に避難者収容施設となる学校、公民館、体育館等
- ④ 災害時に救護施設となる病院
- ⑤ 災害時に要援護者施設となる社会福祉施設等
- ⑥ 災害時に一時居住施設となる公営住宅等
- ⑦ 緊急輸送道路の沿道建築物において、倒壊により道路を塞ぐ可能性がある建物

(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路

- ① 緊急輸送道路（綾川町地域防災計画に定める緊急輸送路）

3 耐震診断および耐震改修の啓発ならびに知識の普及

(1) 相談体制の整備・情報の提供

耐震診断および耐震改修の啓発ならびに知識の普及を図るため、耐震診断等相談窓口を設置し、耐震診断等の具体的な方法を紹介する。

(2) 耐震化に関するパンフレット等の配布

各種のチラシ、パンフレット等を窓口に着用し、配布する。また、耐震に関する重要な内容や最新の情報については、ホームページ、広報を通じて、町民に広く普及していくよう努める。

(3) 自治会等との連携

地震対策の基本は「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携をして地震対策を講じることが重要である。町は、自治会や自主防災組織等に対し耐震化の啓発のため「綾川町防災訓練」などを実施し、啓発に努める。

(4) 地震保険への加入の促進

地震により家屋が倒壊や損傷を受けた場合に、所有者は多額の損害を負うことになり、これに備えて地震保険に加入することは大切であると考えられるので地震保険の加入を啓発する。

4 地震時の建築物の安全対策に関する事項

(1) コンクリートブロック塀の転倒防止対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、コンクリートブロック塀の転倒

によって多くの死傷者が出た。

コンクリートブロック塀は特に住宅密集地域に多くあり、転倒した場合には避難時の妨げになるのみならず、その下敷きになって死傷する可能性がある。このため、特に緊急輸送道路や通学路に沿って存在しているコンクリートブロック塀について重点的に安全対策を講じる必要がある。具体的には、県及び建築関係団体に協力し、危険なコンクリートブロック塀の安全対策の啓発に努める。

(2) 屋根ふき材等の落下防止対策

平成13年3月に発生した芸予地震及び平成15年9月に発生した十勝沖地震では、体育館等の天井が落下し負傷者が出た。このため、このような大規模空間に架かる天井などの屋根ふき材等の落下の危険性を町民に周知し啓発を行う必要がある。また、緊急輸送路や通学路に面する建築物の屋根ふき材等の安全対策の啓発も重要になる。

具体的には、県及び高松市消防局に協力し、建築物防災査察等により屋根ふき材等の落下防止対策について啓発に努める。

(3) 建築設備の耐震対策

大地震により、その建築物が崩壊や倒壊を免れたとしても、電気設備、給排水設備、空気調和設備等の建築設備が被害を受ければ、その建築物は機能しなくなる。特に、防災上重要な施設については建築設備の耐震対策も重要である。このため、建築設備の耐震化の重要性について町民に周知し、啓発を行う。

(4) 家具の転倒防止対策

高さが高い家具については地震時に転倒するおそれがあり、避難時の妨げになる。また、場合によっては、死傷する可能性がある。このため、自治会組織や広報紙を通して情報提供するなど、身近な住宅の耐震対策として、家具の固定等の

転倒防止対策を促進する。

(5) エレベーターの地震防災対策

平成17年7月の千葉県北西部を震源とする地震では、1998年に改訂された「昇降機耐震設計・施工指針」（以下、「昇降機改訂耐震指針」という。）を満たしていないエレベーターに多くの故障や損傷が見られた。このため、昇降機改訂耐震指針を満たしていないエレベーターについては、この指針と同等の耐震化を図ることが望ましく、また、地震時管制運転装置が設置されていないエレベーターについては、これを設置することが望まれる。このことから、過去の定期調査で昇降機改訂耐震指針を満たしていないものおよび地震時管制運転装置が設置されていないと報告のあったエレベーターの所有者や管理者に対し改善指導を行う所管行政庁に協力する。

第4章 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

1 助成制度

(1) 助成制度の概要

現状の耐震化率を目標値に達成させるためには、昭和56年5月以前に建築された旧耐震基準による住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等を促進する必要がある。

このため町では、国、県の助成制度を活用し、町の予算の範囲内で、昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準による既存住宅の耐震診断及び耐震改修に対する助成を行う。

(2) 内容等

助成制度の内容については、別途要綱等において定める。

2 税制度

耐震改修に係る利用可能な主な税制度として、現在下記のものがあり、その活用が図られるよう制度の周知に努める。

ア 住宅に係る税制度

① 所得税：一定の要件に合致する耐震改修について、その費用の一定割合相当額を税額から控除

② 固定資産税：一定の要件に合致する耐震改修について、一定期間減額

イ 事業用建築物

所得税及び法人税：事業者が行う特定建築物の耐震改修工事で耐震改修法による認定を受けたものについて、その一定割合を特別償却可能。

第5章 公共施設の耐震化に関する事項

1 耐震化を図る建築物

町有施設について、地震などの大規模な災害が発生した場合に、救援、救護等の災害応急活動の拠点となる防災対策上重要な次の施設（防災拠点施設）を優先的に、耐震化を推進する。

- ① 災害応急対策指揮・実行・情報伝達施設
 - ・災害本部設置庁舎・支所等
- ② 避難場所に指定されている施設
 - ・体育館、公民館 等
- ③ 救護施設
 - ・病院、診療所、保健センター等
- ④ 要援護者施設・社会福祉施設 等
- ⑤ 消防署

2 耐震化に努める建築物

(1) 多数のものが利用する建築物

耐震改修促進法第14条第1項第1号に掲げる多数の者が利用する一定規模以上の建物（特定既存耐震不適格建築物）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、当該建築物について耐震改修を行うよう努めるものとする。

(2) その他の町有施設

その他の町有建築物についても、その施設の使用状況等を勘案の上、必要に応じて耐震性の確保を図るものとする。